



みくには  
ハートに愛

# みくに便り

\*\*\*年末年始休業のお知らせ\*\*\*

2025年12月27日(土)~2026年1月4日(日)

ご了承いただきますようお願い申し上げます。

2025年12月1日発行

連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目 12 番 20 号

電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393

URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コラム（バックナンバー）や各種セミナーのご案内を隨時発信しています。



**中小企業庁が「賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト」を開設しました**

◆中小企業庁が最低賃金引上げ対応の国の支援制度をまとめた特設サイトをオープン

今年も最低賃金の引上げが実施されました。近年、大幅な引上げが続いており、企業としては対応に苦慮するところです。

そのような中、中小企業庁は、賃上げ・最低賃金対応をしながら、新製品開発、新設備の導入、販路開拓、従業員の待遇改善や人材確保の取組みをする中小企業・小規模事業者への国の支援制度をまとめた「賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト」を開設しました。

◆補助金・助成金・税制・相談窓口などの情報を一括で確認

特設サイトは、以下のステップにより、自社に合った補助金・助成金（IT・設備投資支援に関する補助金、業務改善助成金、キャリアアップ助成金等）、税制優遇（賃上げ促進税制）、相談窓口（よろず支援拠点、働き方改革推進支援センター等）といった支援策をすぐに見つけられるよう工夫されています。

- ステップ1 賃上げに必要な人件費の増加分を知る
- ステップ2 商品・サービス別、顧客別の「利益」を計算し、「伸ばすべき」商品・サービスを検討する
- ステップ3 賃上げ原資の確保に向けて対策を考える

◆自社に合った支援制度を見つけるために活用を

時給引上げ額、勤務日数、従業員数などを入力することによって、1日、1週間、1月、1年当たりの各増加額を算出できる「人件費増加額シミュレーション」や、利益を得るために売上高等をシミュレーションできる「儲かる経営 キヅク君」など、自社の状況をシミュレーションするのに活用できるツールも盛り込まれていますので、ぜひ活用したいところです。

【中小企業庁「賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト」】<https://mirasapo-plus.go.jp/chinage/>

## 通勤手当の非課税限度額の改正について

令和7年11月19日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。この改正は、令和7年11月20日に施行され、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。

このため、令和7年分の年末調整で対応が必要となることがあります。

なお、次に掲げる通勤手当については、改正後の非課税限度額は適用されません。

- (1) 令和7年3月31日以前に支払われた通勤手当
- (2) 令和7年3月31日以前に支払われるべき通勤手当で同年4月1日以後に支払われるもの
- (3) (1)又は(2)の通勤手当の差額として追加支給されるもの

改正後の非課税限度額については国税庁のHPをご確認ください。

### 【通勤手当の非課税限度額の改正について】

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025tsukin/index.htm>

### 【年末調整がよくわかるページ（令和7年分）】

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>

**12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です。**

12月は、職場のハラスメント防止体制を見直す良い機会です。相談窓口の設置状況や周知方法など、社内の取組みを今一度ご確認ください。

### 【厚生労働省「あかるい職場応援団」】

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>